H23年度賃金・労働条件要求書等に対する交渉の概要(第3回)

日 時 H23年11月17日(木)午後2時~午後2時50分

場 所 第 第33会議室(第二庁舎4階)

出席者 県(知事部局): 広瀬人事企画課長、川本給与室長、金澤主幹、中本主幹

教育委員会:小林教育総務課長、吉野主幹、小椋副主幹

企業局:板倉経営企画課長、中島課長補佐

病院局:細川病院局長事務取扱総務課長、谷本課長補佐 県職労:井中執行委員長、鍋谷書記長、谷田執行委員 他

現企労:上田執行委員長代行 他非常勤組合:縫谷書記長 他

県教組:前田委員長・井上書記長 他 高教組:坂口委員長・谷本書記長 他

県職労:第2回交渉の確認だが、1、2級を据置とした平成20年・21年の労使合意は誤りではない、今後もそれを踏まえていく、ということで良いか。

人事企画課:事実はそうであるし、その当時は適切な判断であったという認識。

県職労:それを踏まえて、今後議論するということで良いか。

人事企画課:そういう経過があったことを踏まえてということである。

高教組:我々は、給与水準が下がっている状況にずっと問題意識を持っている。0.6%の引下げでさらによくない状況になっている。0.6%引下げに対しての課長の認識はあるか。

人事企画課:下がり続けているというのは事実。ただ、水準としてどういうものを目指しているかということになると、これまでの繰り返しになるが、何を尺度とするかは地方公務員法に基づき法定されている。その中で本県の場合、人事委員会勧告が地域民間水準の反映にウェイトを置いていることは労使共通の認識。今の法律に基づいて判断することが基本。よるべきものはガチガチの硬直的なものではなく、法が求めるものをどういう形で県職員の給与水準として適当なものとしていくかは、その中で少し幅があると思っている。

高教組:そういったことではなく、賃下げ提案をしている当局としてどう思っているのか。温かい言葉はないのか。

人事企画課:社会・経済情勢が厳しい中、鳥取県が評価される事業・成果がある。賃金が低い中でも職員はがんばっているという認識であり、感謝している。一方で、賃金が下方傾向にあり賃金で報いることができないが、ご理解をいただきたい。

高教組:あるべき給与水準をどう考えているか。

人事企画課:絶対的な水準として定められるとは思っていない。そもそも公務員の給与水準は成り立ち からして相対的なもの。

その中で本県は、総合的な評価の中で民間水準のウェイトが高い。私自身の考えだが、県民の理解・納得を重要視した結果であり、それは適当であると思う。

ただ、今年に限らず、これまで、民間の賃金事情の反映のさせ方をどうするのが適当なのかは労使 で検討してきたし、今後も検討したい。その結果として職員の給与が上がるのならば望ましいと思う。

高教組:あるべき姿を求めて労使でやっていけるという担保がないと議論がしにくい。0.6%引き下げというのは職員のモチベーションに関わる。給与水準は勤労意欲を高めるものであるべきで、今回の改定はマイナス要因。職員のモチベーション維持のために、今後の議論は誠意を持って臨んでほしい。

人事企画課:門前払いをするつもりはない。

高教組:0.6%引き下げによる職員モチベーションへのマイナスを何とかカバーするという姿勢で臨んでほしい。数字がどうかという話ではなく、姿勢の問題として。

人事企画課:給与の引下げがモチベーションにマイナスなのは理解できる。住民の理解を得るという視点を持ちながら、真摯に誠実に交渉に臨むということは約束させていただく。

県教組:時間がない中で、職員のモチベーションを保つ知恵をお互いに出し合えなかった。確定交渉の

後半ではお互いに知恵を出し合っていきたい。

人事企画課:趣旨は理解した。

高教組:H22年は人事委員会勧告を「容認しない」とまで言ったが、少し変わってきていると評価して おり、今年は不満を持ちながらも「容認しない」というスタンスではない。

残された課題について、0.6%の引き下げをカバーできるよう交渉したい。特に現給保障の廃止と 給料表構造の是正について、労使で十分に協議していきたい。重ねての確認だが、そういうことで良 いか。

人事企画課:逆に確認させていただきたいが、当局は段差がない構造が望ましいという課題認識であるが、それは共有できるか。

高教組:昨年の人事委員会委員長との交渉においても、そこ(給料表)に歪がないという認識ではない ことは言っている。課題認識はもっているが、どのように段差を解消するか手法についてもっと議論 ・協議が必要。

人事企画課:山登りに例えれば、同じ山の頂を目指して、時間のかけ方や、どのコースで登るかは議論 していくということで良いか。

高教組:同じ山に登るという点は良い。雨が降ってきたから帰る、ということはあるかもしれないが。 ここで一旦中断させていただく。

中断

高教組:妥結に向けて、次の4点を確認したい。

国家公務員の給与削減特例法が成立した場合として地方交付税削減等の動きが出ているが、知事が国に対して働きかけること。また、特別に厳しい状況にならない限り、国に連動した引き下げは行わないということで良いか。

人事企画課:まず前段についてだが、本県単独ではないが、関西広域連合や近畿ブロック知事会等ですでに働きかけを行っているし、定例記者会見でも(国給与カットを地方公務員に影響させるべきでないという)スタンスを表明している。既に働きかけをやっているし、今後もやっていく。

後段についても、余程のことがない限り、給与カットは行わない。

高教組: 0.6%の引き下げで職員のモチベーションが低下するが、モチベーションの維持・向上のために、残された課題について確定交渉後半の中で継続交渉をしていくということで良いか。

高教組:職員の士気が下がらないような取組を継続交渉していくということ。

人事企画課:給与の引下げでどうしてもモチベーションは下がる。できる限り下がらないよう真摯に臨んでいきたい。

高教組: 給料表構造の是正と現給保障の廃止については、我々の要求内容、人事委員会勧告の取り扱いを踏まえ、妥結に向けて継続協議したい。

人事企画課:了解した。

高教組: 現業職などの職位の整備が行われていない職種について、職務給、任用のあり方を含め引き 続き検討していただきたい。

人事企画課:課題認識はある。引き続き考えていきたい。より良いものを目指したい。他の任命権者に ついても総合的な方向は同じ。

高教組:また、4点とは別に、人事委員会委員長の発言もあるので、その趣旨に沿って、非常勤職員の 賃金には配慮されたい。

苦渋の選択ではあるが、11月定例会への給与条例改正案の提案については合意したい。

人事企画課:苦渋の選択だということを理解している。合意いただいたことに対して感謝申し上げる。